

平成 23 年度川西市学校プール開放事業実施要綱

1. 趣 旨

生涯スポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、児童を中心とした地域住民の健康づくり、体力づくり、さらには地域コミュニケーション等の場として位置付け、学校教育に支障のない夏休み期間中を利用して、学校プール開放事業を実施するものとする。

2. 主 催 川西市

3. 主 管 小学校区体育振興会・コミュニティ推進協議会体育部会

4. 開放期日等

- (1) 平成 23 年 7 月 21 日～8 月 31 日の期間内に実施する。
- (2) 開放回数は午前 10 時～正午または、午後 1 時 30 分～3 時 30 分を 1 回とし、14 回以上実施すること。ただし、1 日に 1 回実施が望ましいが、土・日・祝日はこの限りでない。

5. 実施校

久代小、加茂小、川西小、桜が丘小、川西北小、明峰小、多田小、多田東小、緑台小、陽明小、清和台小、清和台南小、牧の台小、東谷小、北陵小、けやき坂小

6. 利用者の範囲

校区内の住民とする。ただし、幼児以下の者が利用する場合は保護者の付き添いが必要。

7. 利用者の責任範囲

- (1) 利用者（20 歳未満の場合はその保護者。以下同じ。）は、学校の施設、設備を故意、過失により棄損し、もしくは忘失したときは弁償の責任を負うものとする。
- (2) 利用者は、利用に関して生じた一切の事故につき、その責を負うものとする。

8. 主催者の責任

学校プール開放事業において、事故等が発生した場合は、主催者が責任を持って対応するものとする。